

副本

平成18年(行ク)第69号 執行停止申立事件

(本案 平成18年(行ウ)第56号)

申立人 奥山 妙子 外2名

相手方 杉 並 区

意見書

平成18年3月17日

東京地方裁判所民事第3部 御中

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

特別区人事・厚生事務組合法務部(送達場所)

電話(03)5210-9862

FAX(03)5210-9711

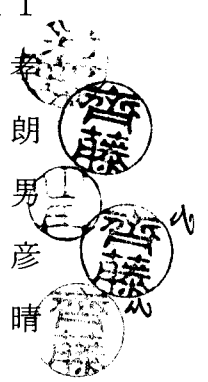
相手方指定代理人 河野 通孝

同 齊藤 俊朗

同 山田 幸男

同 宇賀神 雅彦

同 中島 正晴



第1 意見の趣旨

- 1 本件申立てを却下する
 - 2 申立費用は申立人の負担とする
- との決定を求める。

第2 申立の理由に対する認否



- 1 「1. 事案の概要」のうち、申立人らが、杉並区教育委員会が扶桑社の歴史用教科書を採択したことについて、その採択の取消しと損害賠償を求めて訴訟を提起したこと、(杉並)区内中学校の新学期が4月から始まることは認める。
主張は争う。
- 2 「2. 重大な損害の存在、正当な理由」のうち、全国583箇所教科書採択地域で、扶桑社の教科書が採択されたのが2箇所であること、杉並区の友好姉妹都市である(韓国)瑞草区から区議会一同による要望書が杉並区に提出されたこと、平成17年5月に杉並区民主催のシンポジウムに瑞草区区長が参加したことは認め、申立人らが、杉並区内中学校の生徒の親であることは不知。
主張は争う。

第3 本件採択に関する法令及び手続について

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)は、中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないことを定め(同法40条、21条1項)、文部科学大臣の検定を経た教科用図書について、実際に無償給付を受けて使用する教科書を選択することを「採択」といい、これは、公立中学校については所管の教育委員会が行う(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)23条6号)こととされている。

そして、「採択」については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)において、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の義務教育諸学校において、使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならないものとし(同法10条)、前記の市町村の教育委員会に指導、助言又は援助を行うためには、あらかじめ教科用図書選定審議会に意見をきかなければならないとされている(同法11条)。また、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しく

は郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に教科用図書採択地域を設定し、当該地域を採択したときは、速やかに告示するとともに、文部科学大臣に報告しなければならないとされており（同法12条1項、3項）、この採択地域について、杉並区は同区をもって一つの採択地域とされている（昭和39年東京都教育委員会告示第38号。疎乙第1号証）。そして、上記の採択は、市町村の教育委員会が、都道府県教育委員会の指導・助言・援助を受けて、必ず、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）6条1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書）の中から、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。）ごとに1種の教科用図書について行うものとされている（同法13条）。

また、上記の採択は、教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないものとされ（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）13条）、採択後、市町村教育委員会は、採択した教科書の需要数を、都道府県教育委員会に報告し、同教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学大臣に報告しなければならない（教科書の発行に関する臨時措置法7条）。そして、同大臣は、この需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示をしなければならない（同法8条）、発行の指示を受諾したものは、すみやかに製造工程に関する予定計画書、供給計画書等を文部科学大臣に提出し（同法施行規則（昭和23年文部省令第15号）18条）、発行者は、供給計画書に記載した時期までに供給しなければならないこととされている（同規則21条）。

なお、無償の教科書が公立学校に配布されるまでは、上記のような手続が必要となることから、採択の時期については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令13条2項において、9月1日以降において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならないと規定されているが、需要数の変更は、教科書の製造・供給に影響を与えることから、遅くとも、教科書を使用することとなる年度の前



年度の12月までに行う必要があるとされている（疎乙第2号証）。

- 2 上記各法令のほか、杉並区教育委員会は、自らの権限と責任において、適正に教科用図書の採択を行う必要があり、また、その採択手続を明らかにするため、これまでの内部基準としての要綱を廃止し、「杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則」（平成16年杉並区教育委員会規則第16号。以下「区採択規則」という。疎乙第3号証）を制定した。区採択規則においては、まず、教科書の採択に係る基本方針を定め（2条）、小中学校の校長、教頭、教諭、児童生徒の保護者を委員とする教科書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、対象教科書の内容、構成、表記などに関する事項、その他教科書採択に必要な事項の調査を行い、その結果を教育委員会に報告することとしている（3条・4条）。そして、調査委員会にさらに対象教科書の種目ごとに調査を行う種目別調査部会を設置することとし、種目ごとに教科書の内容、構成、表記に関する事項その他教科書採択に必要な事項についての調査を行わせ、その結果を調査委員会に報告させることとしている（6条）。また、この種目別調査部会とは別に、調査委員会は、小学校又は中学校に、対象教科書の調査を依頼し、その報告を受け（7条）、調査委員会はこれら部会報告あるいは小中学校の調査報告をもとに、報告書を作成し、杉並区教育委員会に提出し、同教育委員会はこれらの報告に基づき、種目ごとに教科用図書の採択を行うこととしている。
- 3 上記法令の規定に基づき、杉並区教育委員会は、平成17年5月16日、区採択規則2条に定める調査委員会の委員の委嘱を行い、第1回調査委員会を開催した。調査委員会は、区採択規則7条の規定に基づく中学校調査を同月23日から、同規則6条に規定する種目別調査部会の調査を同月25日から開始させ、いずれの報告についても提出期限を同年6月17日とした（疎乙第4号証及び同第5号証）。

こうして、提出された報告書を基に、調査委員会は、区採択規則4条に基づく報告書を作成し、平成17年7月13日、杉並区教育委員会に提出し、同月21日、調査委員会委員が杉並区教育委員会委員に対し説明を行った。

平成17年8月4日の杉並区教育委員会において教科書採択の審議が行わ

れたが、この日は中学校歴史教科書について結論がでず、同月12日の同教育委員会において、扶桑社の発行する歴史用教科書を採用し、同月29日、需要調査報告書を東京都教育委員会に報告した。

第4 却下を求める理由

1 本案訴訟が不適法なことについて

(1) 申立人らは、杉並区教育委員会が平成17年8月12日に中学校教科用図書歴史科目について株式会社扶桑社が発行する「新しい歴史教科書(改訂版)」(以下「本件教科書」という。)を採用したこと(以下「本件採択」という。)により、①多くの検定意見がつけられ、採択率が0.4%に過ぎない教科書を子供に与えることは親としての信頼を失う、②杉並区が友好姉妹都市としている韓国瑞草区との友好関係を裏切り、人々の良心に損害を与えた、③自国中心で誤った歴史観を押し付けられる在日外国人の子供たち、その親の苦痛を考えると、一人の日本人としていたたまれないといった、精神的損害を受けたとして、本件採択の取消しを求めている(本案である御庁の平成18年(行ウ)第56号)。

しかし、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」として、裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られるというべきである(最高裁平成2年(行ツ)第192号同3年4月19日第二小法廷判決・民集45巻4号518頁)とされているところ、申立人らが、本案訴訟において、侵害を受けたとして上記①ないし③に掲げる事項は、いずれも内心の感情にとどまるものであって、これらをもって法的に保護された法律上の利益の侵害ということができないばかりか、その侵害を受けたとする内容も、申立人ら原告の個人の権利、利益の侵害というよりもむしろ一杉並区民ないしは杉並区に児童生徒を持つ保護者としての抽象的、一般的な権利、利益の侵害を主張しているに過ぎず、「法律上の争訟」に当たるとは到底言えないものである。

また、本件採択の取消しを求める訴えは、上記のとおり、申立人ら個々人の権利、利益ではなく、杉並区民ないしは杉並区に中学生の生徒を持つ保護

者一般の権利、利益の侵害を避けるということを標榜する訴訟であり、本件採択を批判、非難して、杉並区が行った行為の是正を求める訴訟で自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するもの、すなわち民衆訴訟に当たるものと解せざるを得ないものであるが、同訴訟は法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる（行政事件訴訟法42条）とされているところ、このような訴訟を許容する法律の定めはない。

したがって、いずれにしろ、本案訴訟は、不適法と言わざるを得ない。

(2) 仮に、上記の点をおくとしても、本案訴訟における申立人らの主張は、本件採択を処分として捉え、その取消しを求めているものであるところ、抗告訴訟を提起し得るのは、公権力の行使により自己の法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者に限られており、そもそも、申立人らが処分とする教科書の採択については、同じく杉並区において本件採択の差止めが求められた事例において、「教科書の採択に関して、当該採択地区の個々の住民の権利、利益を保護する趣旨を含む法令の規定は見当たらない。また、実際に購入の上、所管する公立中学校において使用される教科書は、採択制度により、市町村又は特別区の教育委員会が適正に選択することとなっているが、この教科書の選択が適正にされるべきことは、・・・公益であって、その選択によって個々の住民自身の権利、利益に変動があると解することはできない。そうすると、杉並区の住民である原告らが、本件各教科書の採択によって、具体的権利又は法律上保護された利益を侵害され、又はそのおそれがあるということにはならないというべきである。」とされ、このことは「仮に、現在杉並区内の公立中学校に通学する中学生の子供を持つ保護者であっても、本件各教科書の採択によって、具体的権利又は法律上保護された利益を侵害され、又はそのおそれがあるということにはならないというべきである。」（御庁民事第38部平成17年7月25日判決。疎乙第6号証）とし、原告適格を有しないとしている。

したがって、本件採択の取消しを求める訴えについても、教科書の採択自体が、一般区民ないし中学生を持つ保護者の具体的権利又は法律上保護され



た利益を侵害され、又はそのおそれがあるということにはならないものである以上、同様に申立人らにおいて本案訴訟における原告適格がないことは明らかであり、本案訴訟は不適法である。

2 重大な損害を避けるため緊急の必要がないこと

申立人は、本件申立てにおいて、平成18年4月に入り、本件教科書が区内学校生徒に配布された場合、①狭義の訴えの利益が消滅し本案審理が無駄になってしまうおそれがある、②不評である教科書によって自分の子供が授業を受ける恐怖が目前に迫ったことによる精神的な苦痛・恐怖が生じている、③不備、不当に採択された教科書を児童生徒に渡すことにより、子供の信頼を失う、④杉並区の友好姉妹都市である韓国瑞草区との間に積み重ねてきた友好関係に支障をきたす等重大な損害が生ずる旨主張する。

しかし、上記①については、本件教科書が配布されることによって、何故本案訴訟である本件採択の取消しを求めることが無駄になってしまうのか明らかではなく、上記②ないし④に至っては、行政事件訴訟法25条2項にいう「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害」とは、申立人自身の損害に限られると解されるところ（東京高裁昭和43年3月27日決定・東高時報19巻3号民71頁、東京地裁昭和46年6月16日決定・行裁集22巻6号843頁）、申立人が主張する「損害」は、上記1で述べたとおり、杉並区民一般ないしは児童生徒を持つ保護者としての権利、利益が侵害されるというもので、一般的、抽象的な損害であって、申立人らの損害ではない。さらに、申立人らが侵害されたとする権利、利益の内容も、内心の感情にとどまり、法的に保護された法律上の利益の侵害といえないことは明らかである。

したがって、申立人が主張する上記損害は、行政事件訴訟法25条2項にいう「重大な損害」に当たらない。

なお、本案訴訟において、申立人らは、本件採択の取消しを求めるとともに、原告（申立人）それぞれに1,000円の損害賠償を求めている。このことはすなわち、事後の金銭賠償で回復しうることを自ら認めていることにほかならず、重大な損害を避けるための緊急の必要性がないことも明らかである。

3 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること

上記第3の1で述べたとおり、教科書の需要数は、原則として、前年度の8月31日までに行うこととされ、供給数の関係から遅くとも、前年度の12月までに行うこととされているところ、現時点で本件採択が取り消された場合、新たに教科書を採択し、東京都教育委員会、国等に対する手続を経て、杉並区立中学校生徒に教科書が配布されるまでには、相当の期間を有することは容易に予想されうるところであり、平成18年4月以降当分の間、杉並区立中学校23校、約2000名の生徒に対して、歴史科目の教科書が配布されないこととなる。

そして、中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教育用図書を使用しなければならないこととされている（学校教育法21条1項）以上、同中学校生徒に対し、教師らは、当分の間、歴史の授業を実施できないこととなる。

以上のような事態となった場合、義務教育諸学校たる中学校という公教育において、同中学校のカリキュラムに重大な支障を生じさせ、生徒、教師に混乱を生じさせることは容易に予測しうるものであり、公共の福祉に重大な影響を及ぼすことは明らかである。

4 本案に理由がないこと

教科用図書の採択に至る法令の定め及び手続については、上記第3で述べたとおりであり、杉並区は法令の定めに従って、適正に教科用図書の採択を行っており、その手続において違法な点はない。

なお、申立人らは、本案訴訟において、区採択規則7条に基づき提出された報告書の一部について書き換えをさせられたと主張し、これをもって、採択手続に違法がある旨主張する。

しかし、杉並区教育委員会は、区内各公立中学校校長に対し、上記報告書の提出を求める際、調査事務における留意事項として、「(3) 観点に基づく所見欄には、当該教科書の特徴的な内容を記載すること、(4) 総合所見については、総合的な視点から当該教科書の特筆すべき点を記載すること、(5) 所見の記載



に当たっては、あくまでも調査・研究の観点から文書表現することとし、調査に当たる教員等の主観や嗜好を記載したり、順位を表す数字や記号等を記載したりすることがないようにすること」と通知したにもかかわらず（疎乙第7号証）、教師等の主観や嗜好を記載するなど、この留意事項に著しく反した報告書について、学校長が報告書を記載した教諭に対して、あるいは調査委員会に提出されたものについては同委員会が学校長に対して、同通知の留意事項に則った内容とするよう求めたものであって、何ら作為的に差し替えさせたものではない。

したがって、申立人らの当該主張には理由がない。

疎 明 資 料

- 1 疎乙第1号証 教科用図書採択地区の設定について
- 2 疎乙第2号証 教科書採択事務取扱要領
- 3 疎乙第3号証 杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則
- 4 疎乙第4号証 平成17年度種目別調査部会の開催及び報告書の提出について（依頼）
- 5 疎乙第5号証 平成17年度中学校が行う教科用図書採択に関する調査の実施及び報告書の提出について（依頼）
- 6 疎乙第6号証 御庁民事第38部平成17年7月25日判決
- 7 疎乙第7号証 中学校が行う教科書採択に関する調査事務について（通知）

附 属 書 類

- 1 代理人指定書 1通
- 2 疎乙第1号証ないし同第7号証 各1通